

第4回 横須賀市障害福祉計画等検討部会議事録

日 時 令和5年(2023年)9月20日(水)9時30分から11時30分

会 場 ヴェルクよこすか 第3研修室

出席委員 岸川部会長、市川職務代理者、秋元委員、海原委員、金子委員、五本木委員、下江委員、
高谷委員、満崎委員、山邊委員、小菅委員、山田委員、深井委員、小谷委員

事務局 障害福祉課 八橋課長、窪係長、熊澤

議 題 計画案について、ほか

配布資料 別紙次第

審議概要

1 定足数報告・一般傍聴報告

- ①事務局が司会となり開会した
- ②配布資料を確認した
- ③定員数15名中、14名の出席があり、会議が成立している旨を報告した
- ④3名から傍聴の申し出があり、全員の傍聴を許可した旨を報告した
- ⑤議事について、部会長が進行を行うことを確認した

2 議事

(1) 計画案について

- ①事務局より資料1に基づき、説明が行われた。
- ②各委員より質疑が行われた。

(2) その他

- ①事務局からは特になし
- ②各委員より質疑が行われた。

質疑内容

(1) 計画案について

●岸川部会長

まだ記載されていないところもあるが、事務局が作成したアウトラインについて、全般的に修正や追記等の意見を出す回としたい。

●海原委員

P. 6、「地域生活支援の充実」の成果目標・活動指標の設定の考え方で、「検証及び検討の実施回数」が年1回実施となっているが、年1回以上を見込んでいるとしたほうがいいのではないか。

かなり細かく修正をかけることも結構あると思うので、年1回では足りないと考える。

P. 7、「目標達成に向けた取り組み」令和6年度緊急時の受け入れ対応について、少なくとも1か所と明確に書かれているが、ながさわ荘のことで間違いないか。

先日、話す機会があったときに、ながさわ荘の職員はそのような位置づけという認識がないようだった。位置づけるのであれば、具体的な対応が必要なのではないか。

同じ P. 7 の一番下、「強度行動障害のある障害者の支援ニーズの把握と支援体制の整備については、障害とくらしの支援協議会の活動を通じて実現していく」というのは間違いないと思うが、研修の位置づけ等をもっと明確にしてもいいのではと考える。

先日、実務者運営会議の中でも、研修会、人材育成をどうしていくかという議論は出てきている。明確に位置づけていいのかなと思う。

P. 17、居宅介護の見込み量が減っている。ニーズとしては高いはずなのに減っているのはなぜか。

支給決定がされていないから、必要と思っても利用できない人が多いのでは。肌感覚では、ニーズは増えていると思う。

●事務局

まず、居宅介護の見込み量について、当初5年間の平均の伸び率を算出して計画期間中の見込み量を出すつもりだったが、計算すると平均の伸び率がちょうど100%だった。そのため、5年間の平均値を令和6年度の値とし、令和8、7年度も同数とした。さらに、重度訪問介護に移行が見込まれる分について減らしたものを見込み量としている。

考え方自体は、固執してはいないので、ご意見があれば取り入れていきたい。

次に、緊急時の受け入れ対応について、ながさわ荘のことで間違いない。

令和4年度末に地域生活支援拠点として位置づけていて、実際に緊急時の短期入所を受け入れてくれているという事実もある。

ただ、計画の中に、地域生活支援拠点というのはどういうものかというのが明確にされていなかったし、具体的なことが何も決まっていないうちでの、地域生活支援拠点としての位置付けだった。

令和5年度中には、計画にも書いてある通り、横須賀市として地域生活支援拠点をどう位置付けるかという具体的なものを出そうと思っている。

令和5年度中にそこを整理することができれば、令和6年には、正式な位置づけができるのではないかと考えている。

●金子委員

P.6～7、設置箇所数について、それぞれの機能を合わせて6か所としているかと思うが、機能別の箇所数が出ていれば、伸び悩んでいる機能を集中的に議論できたりもすると思う。

●岸川部会長

入口の「相談」の部分ではサポートセンター5か所で地域生活支援拠点のコーディネーターの機能を有するというので、位置づけをして、数値目標に置いておく。

また、緊急時の受け入れは、障害種別で整理されているが、地区ごとで設置の軸を作るという考え方もある。

それぞれの地区ごとに相談支援の機能があったほうが望ましいとされているものの、実際にはその地区だけでなく、市内の事業所を横断的に使っているというところもあって、高齢者の地域包括支援センターのイメージとは異なる。

また、緊急時の対応等では、自分が得意とする障害種別の方の対応しかできないこともある。

このあたりの複雑な事情を、どう計画に落とししていくかが大事だと思う。

●金子委員

P.4～5 地域移行支援の利用者数について、サポートセンター以外に指定一般相談支援事業所の届け出が5か所あったかと思う。現在の見込みはサポートセンターでの利用者数だが、それ以外の部分で数字を伸ばせないものか。

●事務局

現状としては、地域移行支援と地域定着支援は病院や施設で濃密な支援が必要なので、サポートセンターでなければ厳しいという印象。

確かに一般相談に対応している指定相談支援事業所もあるが、過去の経緯として、相談支援事業所の指定を申請する時に、「計画相談だけでなく、一般もとってください」と促していた時期がある。

現在一般の指定をとっているサポートセンター以外の事業所の職員が、地域移行、地域定着を行うのはハードルが高いため、数字としては入れていない。

サポートセンターのほうで地域移行や地域定着が進んでいけば、そのノウハウを還元することができるため、数字としては入ってこないが波及していく要素ではあると考えている。

●下江委員

他都市と比べて、横須賀市は、グループホームの受け入れの枠が少ない。

加えて、自宅で家族で暮らしたいと思っている人が多い。

グループホームを利用する人数を増やすことよりも、自宅で支援できる仕組みを整えていくことが合理的だと思う。

●秋元委員

P. 8、来年度から就労選択支援が始まる。数字があるものなので、見込み等入れたほうがいいのかどうなのかわからない。意見を聞きたい。

令和8年までの計画なので、途中経過に入ってくればいいものなのか。

●事務局

P. 20、日中活動サービスの見込み量のところで、就労選択支援の項目を入れている。

どうなるかわからないのでとりあえず毎年度「1」を入れている。

●秋元委員

就労選択支援を請け負う事業は、就労移行の事業所なのではとされている。

就労援助センターとしてやっていくというのは今のところ、想定していない。

●事務局

指導監査課にも現時点で来年度に向けて事業をやりたいという事業所があるのか確認はしてみたが、ないとのことだった。

特別支援学校高等部卒業生が就労アセスメントをしている。

就労アセスメントは通常、就労移行支援事業所でやるが、就労移行支援事業所が就労選択支援事業所になったら、その就労アセスメントが就労選択支援の大部分を占めるのではないかと思う。

学生だけではなく、利用者が就労移行か、就労継続支援 A 型か、就労継続支援 B 型かを判断していくようなものになるのかなと思う。

●五本木委員

P. 30～31、障害児通所支援について、児童の送迎の課題に対して、取り組みには、児童を送迎できる運営体制としてもらうよう、市として引き続き働きかけていくと、前向きに書いてある。

しかし、P. 41、移動支援の障害児のサービス見込量はどんどん減っている。

現実的に児童が使えないというのはわかるとして、課題の部分には「自力で通える力を身につけるための訓練を目的とした移動支援事業の利用の仕組みが整っていない」と書いてあるのに、P. 42 のそれに対する取り組みには、具体的なことが書いていない。

この数値と書きぶりだけ見ると、どんどん使えなくなると不安になるし、自力通所を目指さなきゃいけないということは理解できても、そのためにどういうことをやるのかというのが、書かれていないので、障害児の親が見た時に不安でしかない。

じゃあどうするのかというところで、P. 31 の見込量達成に向けた取り組みを見ると、児童発達支援事

業所や放課後等デイサービス事業所にどんどんやってもらうというように読めてしまうが、自力通所を目指さないといけないということなら、この事業所がこういう取り組みをしていくというのが書いていないといけないと思う。

P. 35、療育相談センターの障害児の計画の作成をセルフプランに切り替えたり、その他の事業所が計画を作成しやすくなる取り組みを検討するとあるが、学齢期はそれでも構わないが、そこが終わったあとの、大人になるときの節目のところに触れてほしい。

大人になった時にどこのサービス、事業所とつながれるのかというところが今のままだと見えてこない。

●岸川部会長

P. 7、地域生活支援の充実の取り組みにある、「サービスにつながっていない在宅の障害のある方の情報をあらかじめ把握し、緊急時に備えておく仕組み（事前登録制）を検討する。」の部分でカバーできるとしてもいいのではないか。

●市川委員

P. 27 で、児童が 18 歳になり、学齢期が終わったあとのことについて触れられている。

●岸川部会長

確かに触れられている。

ただし、関連するところで重複して書くことも必要だと思うので、記載箇所を工夫できるといい。

●事務局

P. 42 の見込量達成に向けた取り組みのところで、具体的なことが書いていないという指摘があったが、その通りだと思う。

障害とくらしの支援協議会の移動支援部会で結論が出ていない部分なので、このような書き方にさせてもらった。

差し支えない範囲で、現段階で出ている議論や方向性を記載してみようと思う。

障害児の移動支援の見込量が減っていることについては、単純に伸び率で計算しているため。

今移動支援を使っているお子さんが大人になっているという推移。つまりは、支給決定を受けられている人の枠が決まってしまっているということ。

そもそものところとして、事業所、受け手の拡大もないと、両方ともあがっていくということにはならないということも課題だと思う。

●高谷委員

P. 11、福祉型障害児入所施設について、「市内に 1 か所のみ設置されているが、本市の入所定員枠が十分ではなく、本市が援護の実施者である児童は、県外の施設に多く入所している現状があり、市内への新たな入所定員枠の確保が求められている」とあるが、P. 30 の福祉型障害児入所支援の見込には、この

部分が入っているのか。

●事務局

新たな入所定員枠の確保については、あくまで検討中であり、新しい施設を作るとしても、令和8年度までには間に合わないため、今回の見込量には入れていない。

●高谷委員

実際、何人くらいが、県外の施設に入所しているのか。

●山田委員

数値的なものは本日持ち合わせていない。

県の施設なので、横須賀市が優先して入るといったことはない。

27 というのは、現状いる数で、新たな施設数は見込んでいない。

障害種別で言うと、知的障害が中心。

●五本木委員

現状 27 とのことだが、空きがなくて待機している、入所を必要としている児童はもっといるということ間違いないか。

●山田委員

数字として持っていないが、そうだと思う。

●岸川部会長

ニーズに対する見込み量ではなく、受け皿に対する見込み量。

現状として、受け皿の量を増やすことは令和8年度までには難しいということでこういう数字になっていると解釈する必要がある。

福祉型障害児入所支援という枠の中で、支援が必要な場合には、施設には入らないけれどもサポートできるような考え方が入ってきてもいいのかなと思った。

●下江委員

P. 13、相談支援体制の充実・強化等の現状・課題で、事業所の数や専門員の人数が増えていないというのは、その通りだと思う。

P. 14、基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者に指導・助言をするにあたり、精神保健福祉士がいた方がいいと思う。

そして、P. 17、訪問支援に基幹相談支援センターを入れてほしい。東京都は非常に大きな成果を出しているところなので、本市でも効果があるのではないかと。

●事務局

基幹相談支援センターと医療の見立てができる医療機関とのつながりというのはすごく大事だと思

う。地域移行を基幹相談支援センターが中心に進めるとなると、保健師のような医療の見立てができる人がいた方がいいとは思う。将来的にはそのような人員の確保も必要かとは思いますが、お金も絡んでくることなので、計画の中に盛り込めるかは難しい部分がある。

例えば、P.4 の精神障害に対応した地域包括ケアシステムの部分で、機能としては保健所が担っている部分があるが、計画としては、基幹相談支援センターでの精神障害に関する方の地域移行等にも関係してくる。その部分でサポート体制、連携は必要になる。実態としてそれができているかどうかはわからないが、そのあたりの協力ができるといえる考え方ができていればいいなと思う。

●小菅委員

精神保健について、現在2,000以上の長期入院者がいる。

地域移行に関しては、保健所には社会福祉士、精神保健福祉士、保健師の資格職がいるので、病院と連携しながら進めている。

下江委員がおっしゃるように、訪問の必要性もよくわかっている。訪問もしているが、マンパワー的なところで、十分なものができているかという点、十分ではないと思う。なのでそのあたりは、サポートセンターの方々にご協力いただくことができればありがたい。

グループホームの問題について、グループホームが不足しているという現状は把握している。

また、グループホームの職員から、一度入ってしまうと、アパートを借りたり個人で暮らすというところが進まないというのが現状だということも聞いている。

そのあたりは、協議の場の方で検討していきたい。

この協議の場というのは、P.5、「精神保健福祉連絡協議会の開催により、関係機関や関係者の情報共有や連携体制の強化を図る」の部分の協議会のことがあてはまる。

この協議会には、代表者会議、実務担当者会議がある。

協議会の性質上、目標を定めるとかそういうことよりは情報交換をしつつ、どうやったら地域で精神障害者の方が自分らしく暮らせるかということを検討している協議会である。

協議会で目標設定はしていないし、評価というのも実施していないので、P.4の活動指標の項目は、横棒が続くことになると思う。

P.35、成年後見制度利用支援事業に関する記載について、現実的には、地域福祉課の中に成年後見センターというものがあり、成年後見の相談がそちらに行く場合もかなりある。

この文章の中に、成年後見センターとも連携をしていることや、成年後見センターが関係者を集めてやっている会議のことなども含めて記載したほうがいいのではないかと。

●海原委員

グループホームについて、受け皿が足りていないとのことだが、調査をしてみると、空室がすごく多い。軽度の方々を入所させたりとか、そういうような課題というのがあるという風に思っている。

空いていないわけではなくて、いかに有効に活用していくかということを考える必要がある。

指定に必要な条件さえそろっていれば指導監査課は許可することになるので、それが空室が目立っているという理由の一つだと考えている。

今回、障害支援区分5または6の重たい方に対応するグループホームを数字として入れてくれたということの意味はすごく大きいと思っているが、計画を立てている障害福祉課として、指導監査課と連携が取れないと実現は難しいのではないかと。

そのあたりも、どこかで明確にするべきではないか。

地域活動支援センターの障害福祉サービス事業所への移行について、「障害福祉サービスへの移行が難しい事業所に対して、事業運営の安定化を図るため、引き続き、事業所の状況を把握し、必要な支援を行う」とあるが、地域福祉計画等のほかの計画の中で、重層的な支援体制をやっていく時に地域活動支援センターがきちっと国の制度の中でも位置づけられているところがあるので、そういうところとの連携を図りながら、やっぱり役割を明確にしていくということの必要性を記載してほしい。

●事務局

グループホームの問題は、法改正で今度、事業所指定する時に、地域のニーズを踏まえるということが書かれている。

今後は指定条件が整っているからということだけではなく、重度とか精神とか個別のニーズがどうなのかというのを明らかにしなければいけないと思っている。グループホームに対するニーズをもう少し把握して、指定をする際にも意見を言う必要もあると思う。

地域活動支援センターについて、個別給付になじむような地域活動支援センターや地域作業所は、個別給付に移ってもらいたいと思う。

なじまずに継続していくものについて、地域活動センターや地域作業所は、現状、月4日以上通えば実利用人数にカウントできて補助金額が変わってくるという仕組みだが、国が考えている地域活動センターは、何日来ないといけないとかじゃなくて、来れる時に来るとするのが本来のところなので、補助金の出し方の見直しも出てくると思う。

そこが変われば、好きな時に通えるところが地区ごとにできるということにもなると思う。

●岸川部会長

地域活動支援センター等は、引きこもり状態にある方の支援としてはすごく有効で、通えていなくても、所属している、つながっているところがあるという意味での地域活動支援センターの役割というのはすごく重要になる。

国の方針等が今後変わってくることも見据えて、文言として役割の部分を少し書いておくのもありなのかなと思う。

●市川委員

P.7、強度行動障害のある方の支援体制について、今現在行動に課題がある人への支援もそうだが、生まれた時から家族的に支援が必要な方のところでは手厚くして、なるべく入所しなくても済むような支援、火を消すのではなく、火を出さない支援の方にシフトしていくといった、お子さんとご家族があり

のままに過ごしていけることを支援できるような制度になっていけば幸せだなと思う。

行動に課題が出なくて済むような、出さなくて済むようなものが作れていたらいいなと思う。
そうすると、就労につなげたり移動につなげたり、解決できるところが増えてくると思う。

●岸川部会長

P. 6、地域生活支援の充実の国の基本指針で、強度行動障害のある障害者の支援体制の整備のところで、協議会の中でも研修をやることについては意見としてあがっているので、来年度からでも実現可能だと思う。

もう一つは、事業のところで、強度行動障害に対応したコンサルテーションができる事業所の設置は可能だと思う。こどもなら療育相談センター、大人なら市内で強度行動障害に専門的に対応できるような機関の位置づけはしたうえで、受けるだけでなく、地域に出向いて行って、支援を組み立てて、元のところに返していくという取り組みも可能だと思う。

「強度行動障害に関する専門的支援を提供できる事業所の設置」が1か所、2か所などを入れてもいいのではないかと思う。

●満崎委員

P. 9「関係機関との連絡会議等を活用し、企業実習先の拡大や職場定着支援の充実（生活面のフォローを含む）などの課題について、情報共有や連携を行うことにより、就労移行支援事業所等の利用による一般就労者数の増加と就労定着率の向上を図っていく。」とあるが、具体的に、誰がどのように行っていくかなどが書かれているといいと思った。

●秋元委員

現実的な考えとしては、就労している数になるので、ベースは就労援助センターになると思う。

就労移行さんの方からも就職した場合、2年間フォローするということになるが、働きながら生活面ということになると、通院とか会社でちょっと何かあったりして同行しなければいけない（たとえば健康診断）などがあると、そこまでは見てくれないので、就労援助センターのほうでフォローすることになる。

出てくるさまざまな問題を一緒に解決していく形でフォローする。

全面的な生活面すべてではないが、お互い協議して、その中でたとえば行政を使わなければいけないならつなぐということをしていく。

●山邊委員

P. 11、医療的ケア児について、保育園に通うのが難しいことや、登下校の問題等、課題としてあがっている。このあたりの問題は障害福祉の話だけではなくて、こどもがいる親が働きたいと思ったときに普通に保育園に入れることができるというのは、子育て支援の問題でもあると思うので、教育や保育所との協働がとても大事だと思う。

そのような文言を、目標達成に向けた取り組みのところに入れられないか。

自力で通える力を身に着けるための支援については、ある程度制度設計みたいなものを行政で検討してもらい必要がある。検討をずっと続けるのではなく、行政がしっかりイニシアチブを持ってやるというのを、どこかに書いてもいいのかなと思う。

相談支援のところ、セルフプランにしてもらわざるを得ない件で、療育相談センターの方では未就学のお子さんの支援を主にというところを考えているので、関係機関とも相談しながら、保護者にもご説明してご理解いただいている状況。

例えばセルフプランでどうしたらいいのかなと迷ったときに、ここで一回相談を受けてくれるよという記載があれば、保護者も安心する。

支援級の児童等が成人になるときに、どこの福祉サービスにつながるかを相談できる場所についても、現状今は障害福祉課だと思うが、そのあたりの記載があるといいのかなと思う。

基幹相談支援センターは、このあたりの相談には乗ってくれるのか。

●事務局

特別支援学校の生徒で、進路が福祉サービスになるが、計画相談支援事業所では計画の作成が受けられずにセルフプランを作成せざるを得ないという場合で、学校の先生等が、やはりこの家庭は心配なのでというケースには、基幹相談支援センターとサポートセンター等にご相談をいただいて、どうしようと話しあうということになってはいる。

今年度、サポートセンターの職員は1人ずつ増やしているというところもあるので、計画が作れるかどうかはわからないけれども、特別支援学校の卒業生でどこかで一度つながらなければいけないケースについては、基幹相談支援センターとサポートセンターで何とかしようよという話にはなっている。

●山邊委員

そのあたりの、「相談に乗れるよ」というところが記載できるといいのかなと思う。

●金子委員

実態として、学校の先生方や障害福祉課のCWの方から、この家庭や個人について、サポートが必要なのではないかということでお声がけをいただいて、学校の方に訪問したりしてから関わり始め、ご家族とのつながりをもっている方が一部いる。

まずはそういうつながりをもって、こちらから連絡をしてということもできている。

●岸川部会長

どこまで記載ができるのかはわからないが、おっしゃっていただいたニュアンスの部分は大事なところではあるので、記載できる場所もあると思う。

●小谷委員

移動支援のところは、現在検討中。すべてのケースがというわけにはいかないが、個別の難しいケースについては、当事者の方と関係者の方が集まってちゃんと話すことはとても大切なので、そのような実例を少しずつ増やしていく。

情報が少なく困っているケースがあって、単に見込み量がこうだからとかそういうことではなく、ご本人も含めて満足できるような形、本人のためになるようなものを作っていくべきだと思う。

取り組みのあたりにそのあたりのこともいれてほしい。

P. 12、サポートブックの活用、トライアングルプロジェクトの推進による家庭と教育と福祉との連携の強化を図ると書いてあるが、学校等でもそのあたりの周知をしなければいけないことかなとは思っている。

保護者も先生たちも、療育すこやかガイドブックを配られて読んでいく中で、サポートブックについて書かれていない。10年以上前に各関係機関が集まって、どんなものかいいか意見を出し合いながら作ったものだが、その後変更があったところを更新しているはずだが、漏れているのだと思う。

トライアングルプロジェクト、サポートブック等の新しい制度のところとかが入れ込めたりするといいいのでは。また、相談につながるまでだけでなく、相談につながったあとの見通しについても内容が充実するといいいのかなと思った。

ただ更新していただけど、全体の構成が見えないところもあるので、何年かに一度精査する等も必要なのかなと思った。

●岸川部会長

障害とくらしの協議会と考えながら一緒に歩んでいるといったところで、3年後とか6年後の計画になかなか落とし込めないところがあるなという風にすごく感じさせられた。

計画が設計図で、協議会が両輪だとすれば、計画に書いてある「協議会で検討する」というのは、あいまいではあるが、非常に大事な側面なんだという風に感じている。

●金子委員

機能訓練の部分、事業所が少ない中で、自分がいる法人の機能訓練が終了するというのを聞いている。サービス見込量を見ると利用者数に変動がないと見込まれているが、ここにある数字は市外の事業所も含まれるか？

●事務局

市内、市外関わらず、利用している方の数字で見込んでいる。

●金子委員

市内での機能訓練の設置についての課題等があれば教えてほしい。

●事務局

機能訓練のニーズについては把握できていない

R2までは20人くらいは実績があったので、需要でいうとそのくらいあるとも考えられる。

機能訓練については市内には田浦一か所だけで、県内でも少ない。

少し前は、特別支援学校を卒業する肢体不自由のお子さんは七沢のホームに数か月から1年入所して社会性を身に着けるとか、生活の訓練をしていた。

中途の障害の方も、病院のリハビリを終えて、七沢のホームを利用して在宅に戻るといった流れがあった。

今でいうと、例えば病院に1年いて、また入所して訓練するというよりは、通いながら訓練をしたいというニーズなら一定数あると思う。

ただ、指定基準上、常勤の看護師を1名配置しないといけないというのがハードルが高く、事業所が増えない理由の一つだと思う。

(2) その他

●岸川部会長

まだ空欄となっている、最後のページの障害者差別解消法の周知・啓発について、ご意見があればお願いしたい。

●事務局

アンケートから、周知が進んでいないことが見えてきた。

研修、講演会等の様々な機会という周知方法を考えている。

●金子委員

民生委員、児童委員とやりとりすることがあり、民児協の障害の部会や全体会で様々な方に関わってくる対象として周知してもいいのかなと思った。

●五本木委員

差別解消法の周知啓発は、関わっている人にもっと深くというより、まったく知らないひとに周知するということの方が大事だと思う。

興味がある人しか来ないものではなく、障害者週間キャンペーンのように、いろいろな方の目につくものを考えた方がいいかと思う。

●岸川部会長

2つの側面が必要だと思う。

障害者と関わっていない市民の方に、こういう法律があって、合理的な配慮をしないことがダメなんですよということ、行政だけではなく民間も義務なんですよということを知ってもらいたいというところもあるし、一方で、当事者が知らなかったというアンケート結果も出ているので、そちらの周知も必要。

12月の1週目、障害者週間キャンペーンもうまく使って、周知していてもいいのかなと思う。

差別解消だけでなく、虐待防止に関する取り組みも必要だと思った。研修や、キャンペーン的な取り組みが必要になってくる。

●海原委員

差別解消法は、事業所の職員もよくわかっていないところが多い。

私たち自身がどういう形で研修を組んでいけばいいのかがわかっていない。

合理的配慮と言われても、周知の仕方を間違えると、へたをすると障害者自身のわがまを認めるのかということになる。

市民にどう周知するのか、当事者・関係者にどう周知していくのか、事業者の責任として従業員にどう伝えていくのが大事だと思う。

●五本木委員

学校現場も同じだと思う。

●岸川部会長

ベストはない。

その場でベターは何かということをもみんなで考えていくしかない。